住 所

# 志免町認知症高齢者等SOSネットワーク事業登録申請書(新規・変更)

※変更の場合、変更部分に波線を引いてください

話 携帯:

志多	色町長	: 様									年	月	[
<b>申請</b> ふり						男 •	女				写	真	
氏	名					対象者 との続柄							
住	所									【注意			
電	話	自 宅: — — — — — — — — — — — — — — — — — —								※正面 もの		が大き	
	нн		节:							※サイ 縦4	ſズは、おま 5mm×横35mm	3よそ 11	
以一	下及ひ	裏面の	)事項に同意の	上、申請しま	す。								
<b>対象</b> ふり		行方不	明になるおそれ	がある方)						男	· 女		
氏					(旧抄	性:	)		年	月	日生	(	歳)
住	所	□申請	青者と同一					電話	自宅携帯		_	_	
【身	 体的集	寺徴】		【その他の	特徴】	нн							
身長	:: 約	J	cm										
体重	: 約	J	kg										
体格: 肥・小肥・中肉・やせ・( ) 頭髪: ( )色 長髪・普通・短髪・( )						【現住所以外の住み慣れた場所やなじみの場所等】							
				【これまで	の行力	7不日	月の出	·>;;;; ]					
【かかりつけ医】 有 ・ 無     病院名:						【これまでの行方不明の状況】 頻度: 頻繁・週1程度・月1程度・季節ごと・ なし							
電話: 一   病名:						<ul><li>範囲: 校区内・行政区内・その他( )</li><li>他市町村( )</li></ul>							
	護認定	定】	無 ・ 有(要	支援 1・2	、要介	護 1 · 2 ·	3 • 4	1 • ;	5)				<u> </u>
居宅	介護	支援事	業所名:					話:		-			)
			ャー名:										
【そ	の他特	寺記事	項】(サービス)	の利用状況等	:) :							_	
臤仝	小古《夕》	+											
糸心	<b>連絡</b> 5	で がな								男	· 女		
連絡		名						対針	象者と	の続材			
連絡先①	住	所						電	自宅	: -			
		がな						話	携帯	: - 男	<u>-</u> ・ 女	_	
連絡	氏							対類	象者と	の続材			
連絡先②		訴						電	自宅				

利用区分								
利用希望する□にチェックを入れてください。								
□ 認知症高齢者捜してメールの配信 ①								
□ 見守りシール交付(在宅高齢者等のみ)②								
(メール配信①ご希望の方)捜索依頼時のメールへの掲載について、□に	こチェックを入れてください。							
【実名の掲載】 □希望する □希望しない								
【写真の掲載】 □希望する □希望しない								
(メール配信①ご希望の方)メールの配信について、ご記入ください。								
捜索依頼時のみ、メールの内容を確認したい方はアドレスをご記入ください。								
氏名( ) 続柄( ) メールアドレス( @	)							
氏名( ) 続柄( ) メールアドレス( @	)							
※協力サポーター登録者は不要・利用する環境や機器により送受信ができない場	合あり							

## 同意事項

以下の同意事項をご確認の上、下記にチェックを入れてください。

➡ □ 下記の該当項目を確認し、同意しました

#### 【申請・情報提供について】

- 1. 志免町及び粕屋警察署で申請書の情報を管理します。
- 2. 申請内容に変更が生じた場合や本事業の利用を必要としなくなった場合は、速やかに役場窓口で手続を行ってください。
- 3. 申請情報を確認するため、志免町が申請者、対象者及び関係者に連絡をとることがあります。
- 4. 本事業の運営のため、志免町が粕屋警察署、その他関係機関に情報提供を求めることがあります。
- 5. 「認知症高齢者捜してメール」配信を依頼した際は、捜索に関わる関係機関(地域、事業所、他のメール配信等)に情報提供します。

# 【認知症高齢者捜してメールの配信について(①をご希望の方のみ)】

- 1. 捜索依頼をする際は、粕屋警察署へ行方不明者届を提出後、「行方不明相談ダイヤル」へご連絡く ださい。(電話:0120-725-048)
- 2. 「行方不明相談ダイヤル」及び「認知症高齢者捜してメール」配信は、8時から20時までです。 (365日対応)
- 3. 対象者が保護された場合は、速やかに対象者のもとへ向かい、安全をご確認ください。
- 4. 対象者が発見された際には、「行方不明相談ダイヤル」へご連絡ください。(電話:0120-725-048)
- 5.後日、「行方不明相談ダイヤル」から発見時の状況等について問い合わせがあります。

### 【見守りシールについて(②をご希望の方のみ)】

- 1. 「見守りシール」の交付を受けた際は、専用ウェブサイトに必要な情報を速やかに登録し、「見守りシール」を対象者の衣服や所持品に貼ってください。
- 2. 「見守りシール」の他人への譲渡や販売、改ざん、目的外の利用を禁じます。